# 令和6年度版

# 入園のしおり

入園のしおりは一年間大切に保存し、 必要な時に見てください。

# 豊田市立高橋こども園

〒471—0012 豊田市水間町4-155-1 TEL 0565-88-8088 FAX 0565-88-1147

# もくじ

	1	教育及び保育の基本理念	 P. 2
2	2	めざす子ども像・教育及び保育目標	 P. 2
	3	保育時間	 P. 5
4	4	一日の保育内容	 P. 6
į	5	食事とおやつ	 P. 7
(	5	行事について	 P. 10
7	7	健康管理	 P. 11
8	3	家庭の協力	 P. 15
ġ	9	災害等の発生が予測される場合の登降園等	 P. 16
1 (	)	保育料等	 P. 17
1 :	1	状況が変わった場合の手続きについて	 P. 20
1 2	2	保育支援アプリの利用	 P. 21
13	3	その他の注意事項	 P. 22
1 4	ב 4	ども園等一覧表	 P. 23
•	入	園までの準備	 P. 26
•	入I	園してから	 P. 31

#### 1 教育及び保育の基本理念

子どもが安定した情緒の基で、十分に自己 発揮ができるように環境を整え、健康・安全で 乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。 その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる 「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、 次の3点を基本理念とします。

- 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のある子どもを育てる。
- 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

#### 2 めざす子ども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、子どもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざす子ども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

#### めざす子ども像

- ・心身ともにたくましく、生き生きと活動する子ども
- ・愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶ子ども
- ・身近な環境に関わり、試したり、考えたりする子ども

#### 教育及び保育の目標

- ・十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な 欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を 培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性 の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味·関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係 や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、 行動見本などを示し援助する

#### 高橋こども園 園目標

「た」 太陽の下で明るく元気な子

「か」 感性豊かに考え 工夫する子

「は」 「はい」と返事 意欲的に活動する子

「し」 自然と触れ合い 心のやさしい子

#### こども園で育つこと、育てたいこと

# 初めての出会いがいっぱい

家族の中から一歩外へ、新しい世界は発見がたくさん。 保育者や友達との出会い。いろいろな人と交流する楽しさを感じます。 動物や植物などの自然物に触れ合うことで、興味が広がり心が豊かになります。

# 人間関係が広がります

友達と遊ぶ楽しさを味わい、一緒にいたい、もっと知りたいという気持ちが生まれます。人と関わる中で様々なルール (譲る・我慢する・きまりを守る・協力する)を、子どもなりに受け入れられるようになります。

## 表現する力を養います

様々な体験を通して、美しいものを美しいと感じる心、不思議だなと感じる心、どうしてだろうと考える好奇心・探究心などの感情が生まれます。 その気持ちを、表情・体・言葉を使って伝えることによって、イメージの世界はどんどん膨らんできます。

## 自分でできることが広がって自信がつく

身の回りのことを一つ一つ自分の力でできるようになっていく喜びが、生 活習慣の自立につながります。

運動機能が著しく発達する時期。体を思い切り動かす楽しさを味わう中で、様々なことに挑戦する意欲をもちます。

# 入園にあたって

―初めての集団生活を楽しむためにー

#### こども園は楽しいところ

お子さんにとって初めての集団生活です。急激な環境の変化で不安になりがちですので、こども園を信頼し、お子さんを温かく励ましてください。「そんなことをすると、先生に叱られるよ」などという言葉はお子さんの不安が増すばかりです。してはいけない理由を伝えたり、「こんなこともできるようになったね」「先生が待っているよ」と明るく励ましたりしてください。

#### 自分のことは自分でする

子どもが自分でやろうとしている時は、できるだけ見守り、できている所を誉めましょう。

- ○衣服は一人で脱いだり着たりする。
- ○手洗い、うがいをする。
- ○箸を正しく持って食事をする。
- ○歯を磨く。
- ○用便の始末を自分でする。
- ○靴やシューズを一人で脱いだり履いたりする。

自分で少しずつできるように励まして、自分でできることを増やしていきましょう。

#### 規則正しい生活をする

- ○『早寝早起き朝うんち』の習慣をつけましょう。
- ○朝食は必ずとるようにしましょう。こども園で機嫌よく遊ぶエネルギーになります。
- ○毎朝決まった時間に家を出て、9時までに登園するよう心がけましょう。

#### 身体の気になることは、お知らせください

持病や癖など心配なことがありましたら、どんなことでも結構ですので遠慮せずにご相談ください。

#### 正しい交通ルールを守りましょう

- ○親子で手をつないで歩く時間は、心と心をつなぐ大切な触れ合いのひと時です。車から降りた後も、門に入るまでは手をつないで歩きましょう。交通安全のルールや交通道徳を、保護者が、子どもの手本になり身に付けていきましょう。
- ○シートベルト、チャイルドシート、ジュニアシートは必ず着用しましょう。(全席着用)
- ○ぞうりやかかとのないクロックスではなく、靴をきちんと履いて運転しましょう。

#### 3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで(月曜日から金曜日)です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで(月曜日から土曜日)の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

◆早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時(月から金)】のみ利用が可能です。

#### ●留意事項

- (1) 入園当初は、園での生活に慣れるまで子どもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- (2) 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。 止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- (3) 家庭での親子のふれあいが、子どもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

# 4 一日の保育内容

時 間	幼児の活動(4,5歳児)
8:30	<ul><li>○登園</li><li>・挨拶をする</li><li>・持ち物の始末をする</li></ul>
9:00	<ul> <li>遊び、活動</li> <li>・好きな遊び</li> <li>ままごと、ごっこ遊びなどの見たて遊び</li> <li>ブロック、積木などの構成遊び</li> <li>絵を描く、空き箱などの製作遊び</li> <li>自然物を使ったり、試したりする遊び</li> <li>ブランコやジャングルジム、滑り台などの遊具で遊ぶ</li> <li>・みんなで楽しむ遊び</li> </ul>
	鬼遊びやボール遊びなど集団で行う遊び 歌を歌う、絵本の読み聞かせ、リズム遊び、園外保育など
11:30	<ul><li>○給食準備、給食、片づけ</li><li>友達と一緒に同じ食事をとることで、いろいろな食材を食べてみようとしたり、食事のマナーを身につけたりする</li></ul>
12:40	○午前中の遊びの続きや当番活動をする
14:10	<ul><li>○絵本や紙芝居を見たり、歌を歌ったりする</li><li>○一日の振り返り</li><li>今日遊んだことをクラスで話し合って楽しかった思いを振り返ったり、</li><li>翌日の遊びに期待をもったりする</li></ul>
14:45	○降園準備をする
15:00	 ○降園

#### 5 食事とおやつ

給食は、子どもの発達に合わせ、乳児(3歳未満児)、幼児(3歳以上児)にわけて 栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は各家庭に配布します。

#### 〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びを持てるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、 スプーンやフォークを使って自分で食べようとする意欲を育てます。
- おやつは、午前と午後にあります。

#### 〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。子どもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をすることにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。(土曜給食は 園により多少異なります。)

#### 〈その他〉

- ○食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。 詳細は園にご相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合もあります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- ○春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3 ~5歳児について、給食センター等休業日、園全体の利用者数が 10 人未満等、 給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。 その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間につい ては、あらかじめお知らせします。

#### 豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

#### 1 对応方針(乳幼児共通)

- ◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。 食品の量、調理方法等によっての対応は原則行いません。
- ◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。
  給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。
- ◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション\*等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定 原材料等が意図せず混入する場合をいいます。

#### 2 乳児給食について

- ◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。
- ◆原則、園で除去食、代替食を提供します。
- ◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

#### 3 幼児給食について

- ◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。
- ◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。 無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。
- ◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。
  - ・ソバ、ピーナッツの使用はありません。ナッツ類について、そのものは使用しませんが加工品や調味料にナッツ類が含まれている場合があります。
  - ・卵・野菜は75℃で1分間以上加熱したものを提供し、牛卵・牛野菜は提供しません。
- ◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。
- ◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

# お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。





③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を 医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。

もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

## 食物アレルギーと間違いやすい症状



りょう ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚 の中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、 じんましんなどの症状が出ます。

#### 乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが ゴロゴロすることがあり ます。これは、消化不良 による症状です。



# やまいもやきゅうり等による「仮性アレルゲン」

野菜や果物の中には、食物アレルギーと似た症状(かゆみなど)を引き起こす成分が入っているものがあります。

- ※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性 皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。
- ※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

## 6 行事について

集団生活を通して子どもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。園によって多少の違いがありますので、詳しくは各園よりお知らせします。

月	行事名	月	行事名		
4月	入園式	10月	運動会		
5月	げんきっこ運動会	11月			
6月	プール開き	12月	生活発表会		
7月	七夕会	1月	新年おめでとう会		
8月		2月	豆まき会		
9月	プール納め	3月	ひな祭り会 お別れ会 卒 園 式		
その他	・遠足・保育参加・高齢者とのふれあい ・動物とのふれあい (移動動物園が園に来ます。動物とのふれあいなど体験します) ・六所山野外体験学習(5歳児) (六所山の自然の中、ハイキングやアスレチックで体を動かして遊びます) ・交通安全学習センター学習(4、5歳児) ・防サイ君(地震体験)・不審者訓練・河川氾濫訓練 ・子育て講座 等				
毎月	交通安全指導・避難訓練・誕	<u>[</u> 生会(年:	3回 誕生児の保護者参加)		

#### 7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。子どもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合って子どもの成長を見守ることが必要です。園で子どもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

#### (1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上の子どもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。大人中心の生活ではなく、子どもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

#### (2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。子どもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけではなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

#### (3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
  - 例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん 関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している 病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。

③ 子どもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類 を調節することで、次第に子ども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、 活動しやすい衣服を整えてください。また、子どもは代謝が激しく、汗をかきや すいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

#### (4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、子ど もの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、 悪化しないようにしましょう。

#### こんな時は家で様子をみて、早めに受診しましょう。

●ぐずる、泣いてばかりいる ●元気がなく、食欲がない ●熱がある

●ぐったりしている

●下痢、嘔吐がある

●痛がる

●湿疹などのブツブツがある ●朝、なかなか起きられない

●目やにが出ている

※子どもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝 の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、子 どもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

#### (5) 薬の使用について

園では、原則、子どもに薬を飲ませる、塗る等は行いません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施してくださ るようお願いします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しな くてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

#### (6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができ ます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただ し、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

#### 病児保育室

すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 Tel80 - 1633

ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町伊保原 500-1 TeL43-5082

ぴーぽらんど (トヨタ記念病院)※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院

のホームページで確認してください

#### (7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を 実施します。(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ)) 診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、 速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に 御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

#### (8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

<こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。>

- 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- いくつかの症状が重なって見られる
- 食事や水分がとれない
- いつもと様子が違う
- 地域の感染症の流行状況から判断した場合

#### (9) 感染症について

- ① 子どもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります(学校保健安全法施行規則18条)。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります(下表 1 のとおり)。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している 医療機関で受診した場合の文書料(証明料)は、豊田市で負担します。

(豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。)

- ④ 感染力が非常に強い感染症(インフルエンザ等)については、感染拡大防止の ため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知くだ さい。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知 が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。

⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の 毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

#### 表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R5.11 時点)

感染症		登園停止期間の基準			
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌			
	日口吸	性物質製剤による治療が終了するまで			
	麻しん (はしか)	解熱した後3日を経過するまで			
	風しん (三日はしか)	発疹が消失するまで			
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日			
治ゆ	(おたふくかぜ)	を経過し、かつ全身状態が良好になるまで			
訂正	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで			
明書が	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで			
が必	 	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経			
要か	M 1 2 2 7 7 2 2	過するまで			
必要な感染症	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した			
梁	· /// // // // // // // // // // // // /	後1日を経過するまで			
711	腸管出血性大腸菌感染症				
	流行性角結膜炎(はやり目)	病状により医師が感染のおそれがないと認めるま			
	急性出血性結膜炎、結核	で			
	髄膜炎菌性髄膜炎				
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで			
	伝染性紅斑(りんご病)	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団			
	とびひ、手足口病、ヘルパンギー	生活が困難と判断された場合は、登園できないこと			
	ナー、感染性胃腸炎・等	があります。			

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については当面の間、治ゆ証明書は不要です。ただし、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

#### (10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

#### 8 家庭の協力

#### (1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡して ください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
  - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
  - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
  - 車からは親が先に降り、必ず子どもの手をつないでください。
  - 車中に子どもを残さないでください。

登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ(コドモン)にて行います。

※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきます ようお願いします。

#### (2) 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう(交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止)。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

#### (3)休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始(12月29日から翌年の1月3日まで)、 災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりま すので、こども園一覧表を参照ください。

#### 9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていますので御協力ください。 また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。 豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

- ・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部 (下記以外の地区)
- ・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部(旭、足助、稲武、下山地区)

#### ◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時までに解除された場合は、平常通り保育します。
- ②午前6時までに警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
- ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
- ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、子どもの危険防止に努めてください。
  - ※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様 の対応となります。

#### ◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

#### ◆給食について

- ①午前6時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。 なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない 場合がありますので、御承知おきください。
- ②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。

この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、 弁当を持参してください。

- ※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。
- ※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。
- ※豊田市から「警戒レベル3・4」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

#### ◆地震が発生した場合

- ①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
- ②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
- ③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

#### ◆」アラートが発信された場合

- ①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
- ②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

#### 10 保育料等

#### こども園等の保育料

#### (1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで(月~金曜日)
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園
【D】土曜日保育時間	等一覧を参照してください。

#### (2)【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除(住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等)は加味しません。 幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、 この他に実費徴収(施設整備費・園独自の教育経費等)がある場合があり、実費徴収分は 無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0~2 歳児	3~5 歳児
А	生活保護世帯		
B01 · B91	市民税非課税		
C01 · C91	48,600 円未満	0円	
C02 · C92	57,700 円未満		
C03 · C93	77,101 円未満		0円
D01	97,000 円未満	12,000円	
D02	169,000 円未満	15,000円	
D03	301,000 円未満	32,000 円	
D04	301,000 円以上	37,000 円	

# 給食費等(保育料以外に毎月かかる費用)

以下の支払いについては、「12 保育支援アプリ(コドモン・エンペイ)の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

#### (1) 給食費(3~5歳児のみ)

月4,000円程度(1食210円)です。

階層変更により、有料か無料か変わることがあります。

なお、給食費は改定されることもありますので、御承知おきください。

階層	0~2 歳児	3~5 歳児
A・B・CとDの第3子以降※	保育料に含まれる	無料
Dの第1子、第2子	保育料に含まれる	有料

<sup>※</sup> D階層は、小学校3年生以下の兄姉のみカウントして第3子以降。

#### (2)災害共済制度(日本スポーツ振興センター)

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。

- ・共済掛金(保護者負担額)は年額 200円です。
- ※豊松、上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料(保護者負担額)は、日本スポーツ振興センターに準じます。

#### 幼児教育・保育の無償化(参考)

#### 各施設における無償化対象(○:対象、×:対象外)

分	対象施設・事業		あり ※1 き等)	保育要件なし (専業主婦(夫)等)		
類	( <b>分類を越えた併用は原則</b> <b>不可</b> 。市外施設も対象)	利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育	
1	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×	
2	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×	
3	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×	
4	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育 事業所	延長も対象		0		
(5)	企業主導型保育施設	0		×		
6	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(預かりのみ)	○上限あり ※5		×		
7	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可				

※1 保育要件ありとは、同居の保護者(父、母とも)が以下に該当する場合

就労(月 60 時間以上)、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学(月 60 時間以 上)、通園・通学の付き添い(月 60 時間以上)、求職活動、災害

- ※2 満3歳を含む
- ※3 月 1.13 万円まで。満 3 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。
- ※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。
- ※5 合計月 3.7 万円まで。0 歳児から 2 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市 H P に無償化対象施設の一覧を掲載。

#### 11 状況が変わった場合の手続について

#### 【具体的な手続の例】

状況	変更申請書 認定 教育·保育給付	要件証明書	申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別					【期限】変更になった翌月1日
居など世帯構成が変わった場合	0	_	_	_	
市外へ転出する場合	_	_	_	0	【期限】退園日の15日前
・税額が変わった場合					【期限】変更になった翌月1日
<ul><li>・生活保護の受給を開始・廃止 停止した場合</li><li>・世帯員が障がい認定を受けた 場合</li></ul>	0	_	_	_	
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後2か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	0	0	_	_	新しい要件証明書 ※入園要件不要学齢は教育・保育給付 認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、 求職活動開始後2か月以内に就労証明 書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更す る場合	0	0	_	_	就労時間・育休期間等全項目の変更に 必要
早朝保育及び春季休業保育等の申込み、変更及び取消し	_	0	0	_	【期限】利用前月の25日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業 所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末(卒園)まで登園可能です。

#### ◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解 と御協力をお願いします。

#### ◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。(旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。)

- ・1月の間(31日以上)連続して欠席したとき。
- ・3月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、 及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しない ときは上記日数から除くことができます。

#### 12 保育支援アプリ(コドモン・エンペイ)の利用

以下のとおり保育支援アプリ(コドモン・エンペイ)を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です(登録方法や登録に 必要な ID・パスワードは園から別にお知らせします。)。

#### コドモン

#### 〈活用する主な機能〉

	機能名	使用用途			
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行い ます。			
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。			
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。			
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。			
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。			

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うことになりますので、忘れずに登録をお願いします。

#### エンペイ

給食費、諸費(保護者の会会費、絵本代など)、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金 についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

※支払い方法を記載したマニュアルは、コドモンにて配信します。

#### 〈支払の流れ〉

	-
5月	<ul><li>①各こども園から保護者に「4月分」の費用を請求</li><li>②保護者は<b>園が示す期日まで</b>(例:月末まで)にエンペイにて支払い</li></ul>
6月	<ul><li>①各こども園から保護者に「5月分」の費用を請求</li><li>②保護者は<b>園が示す期日まで</b>(例:月末まで)にエンペイにて支払い</li></ul>
7月	①各こども園から保護者に <b>「6月分」</b> の費用を請求 ②保護者は <b>園が示す期日まで</b> (例:月末まで)にエンペイにて支払い

#### 13 その他の注意事項

- ① 子どもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。 (携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など)、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ 子どものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。

# こども園等一覧(地区別五十音順)

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可 能な学齢	入園要件 が必要な 学齢	保育時間	土曜日 保育実 施	春·夏季 休業保 育実施	
	1	朝日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前8時30分~午後5時	_	0	公幼
	2	五ケ丘大和	五ケ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(幼)
	3	井 上	井上町 9-60-1	45-5010	6か月-2歳児※	0-2 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(幼)
	4	伊 保	保見町権堂坊 28	48-8188	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前8時 ~午後4時	正午まで	0	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	0	0	認(こ)
	8	梅坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	0	0	公保
	9	永 新	永覚新町 5-193	29-0732	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 6 時	0	0	公保
	10	大 畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	_	午前8時 ~午後4時	正午まで	0	公保
	11	大 林	大林町 14-11-13	28-0012	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	0	0	公保
	12	上 郷	上郷町郷下 15	21-1830	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	_	午前8時 ~午後4時	正午まで	0	公保
	14	キッズハウスとよた	西町 1-76	36-5025	6か月-2歳児	全学齢	午前 7 時 30 分~午後 7 時	0	0	小規模
	15	越戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	私保
	17	駒場	駒場町新生 69	57-2413	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	0	0	公保
	18	挙 母	挙母町 5-58	32-0199	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
	19	挙母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6か月-2歳児※	0-2 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(幼)
<b>#</b> m	20	淨 光	宮町 3-64	32-3635	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	私保
豊田	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認 (こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6か月-2歳児※	0-2 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(幼)
	23	寿恵野	<b>鴛鴨町畔畑 227</b>	28-2403	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(こ)
	24	住 吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
	25	青 松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分~午後7時	0	0	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分~午後7時	0	0	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分~午後7時	0	0	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(こ)
	30	高橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5 歳児	_	午前8時30分~午後3時	_	_	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分~午後7時	0	0	私保
	32	高美	若林西町長根 64	52-3706	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
	33	竹 村	中町経塚 4	52-8508	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(こ)
	34	中央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
	37	寺 部	上野町 1-173	80-2194	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
	38	東海	神池町 2-1236	88-0599	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	_	午前8時30分~午後3時	_	_	公幼
	40	透成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児		午前8時 ~午後4時	正午まで	0	公保

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可 能な学齢	入園要件 が必要な 学齢	保育時間	土曜日 保育実 施	春·夏季 休業保 育実施	1
	41	渡刈	渡刈町 3-98	28-8300	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	0	0	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	4-5 歳児		午前8時30分~午後3時	_	_	公幼
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6か月-2歳児※	0-2 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分~午後7時	0	0	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6か月-2歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	0	0	認(幼)
	46	豊松	豊松町狐塚 120-4	58-1551	3-5 歳児	_	午前8時 ~午後4時	正午まで	0	公保
	47	ナースリーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4か月-2歳児	全学齢	午前 7 時 30 分~午後 7 時	0	0	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5 歳児		午前8時 ~午後4時	正午まで	0	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6か月-2歳児※	0-2 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
	52	野見	美里 5-19	80-0650	3-5 歳児	3 歳児	午前8時30分~午後5時		0	公幼
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6か月-2歳児※	0-2 歳児	午前7時30分~午後7時	午後6 時まで	0	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分~午後 6 時	0	0	公保
	55	東保見	保見ケ丘 4-6-1	48-2221	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(こ)
	56	東山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5 歳児	_	午前8時 ~午後4時	正午まで	0	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分~午後7時	0	0	事業所
	59	平井	百々町 4-20	80-2193	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	公保
豊田	60	平山	平山町 1-10-1	28-6187	3-5 歳児	3 歳児	午前8時30分~午後5時	_	0	公幼
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
	62	藤藪	豊栄町 3-120	28-4717	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
	63	保見ケ丘	保見ケ丘 5-1-1	48-1500	6か月-2歳児※	0-2 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	公保
	65	益富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
	66	松平	九久平町簗場 52	58-0070	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
	67	丸山	丸山町 3-30	28-0744	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(こ)
	69	御船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 6 時	0	0	公保
	70	宮口	宮口町 2-50	32-6727	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 6 時	0	0	公保
	71	美山	美山町 4-47-1	41-8812	6か月-2歳児※	0-2 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(幼)
	72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分~午後7時	0	0	事業所
	73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
	74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認 (こ)
	75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	_	午前8時30分~午後3時	_	_	公幼
	76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(こ)
	77	若園	中根町永池 192-18	52-3820	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	公保
	78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	私保
	79	若林	若林東町東山 47-1	52-8350	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
	80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6か月-5歳児	全学齢	午前7時30分~午後6時	0	0	公保

地区	No	園	名	所在地	電話 (0565)	受入れが可 能な学齢	入園要件 が必要な 学齢	保育時間	土曜日 保育実 施	春·夏季 休業保 育実施	認可等
	81	飯	野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5か月-5歳児	全学齢	午前7時30分~午後7時	0	$\circ$	公保
	82	石	畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
<del>ते के</del> क्या	83	木	瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5 歳児	_	午前8時 ~午後4時	正午まで	0	公保
藤岡	84	中	山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	公保
	85	中山	松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6か月-2歳児※	0-2 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	認(幼)
	86	御	作	御作町日沢 1060-20	76-4672	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前8時 ~午後4時	正午まで	0	公保
小原	87	大	草	小原町北洞 268-2	65-2045	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
小原	88	道	慈	乙ケ林町下立 122-1	65-2733	3-5 歳児	_	午前8時 ~午後4時	正午まで	0	公保
	89	足助ま	ゆみ	足助町陣屋跡 7	62-0382	3-5 歳児	_	午前8時30分~午後3時	_	_	公幼
	90	足助も	ふみじ	岩神町簗瀬 25-1	62-0685	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前7時30分~午後7時	0	0	公保
足助	91	大	蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5 歳児	_	午前8時 ~午後4時	正午まで	0	公保
	92	則	定	則定町前田 5	63-2051	3-5 歳児	_	午前8時 ~午後4時	正午まで	0	公保
	93	冷	田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5 歳児	_	午前8時 ~午後4時	正午まで	0	公保
<b>T.</b> 1.	94	大	沼	大沼町船橋 21	90-3021	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
下山	95	東	部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5 歳児	_	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
旭	96	小	渡	下切町下切 10	68-2766	3-5 歳児	_	午前8時30分~午後3時	_	_	公幼
	97	杉	本	杉本町三斗成 36	68-2701	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保
稲武	98	稲	武	武節町神田 96-1	82-2025	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前7時30分~午後6時	0	0	公保

## ●入園までの準備

各ご家庭で入園式までに用意していただく物です。

# ★全ての持ち物に名前を書いてください。

通園 かばん	・名前をはっきりと書いてください。 ・おまもりやキーホルダー等は、1つまでとします。 ※光るもの、音が出るものは避けてください。 【金澤屋にて各自購入】
制服	<ul><li>・登園降園時や、行事の際に着用します。</li><li>・気候によって使用しない時は、園からお知らせします。</li><li>・制服の内側に名前を書いてきてください。</li><li>【金澤屋にて各自購入】</li></ul>
カラー 帽子	・年長児は水色、年中児は、桃色の帽子を着用します。 (裏は白) ・タレの部分と頭の部分の2か所に名前を書いてくだ さい。 【金澤屋にて各自購入】
体操服	<ul><li>・運動会などの行事に着用 (着用の際には園からお知らせします)</li><li>・上下とも分かるところに名前を書いてください。</li><li>【金澤屋にて各自購入】</li></ul>
手さげ袋	<ul> <li>・布地は、キルティングが扱いやすいです。</li> <li>・製作物や貸出し絵本などを入れて持ち帰ります。</li> <li>・A4 のクリアファイルが入る大きさのものを用意してください。</li> <li>・分かりやすいところにはっきりと名前を書いてください。</li> <li>・持ち帰ったら翌日持たせてください。</li> </ul>

シューズ袋	<ul><li>・子どものシューズが、ゆとりをもって入る大きさのものを用意してください。</li><li>・金曜日(週末)に持ち帰ります。</li></ul>
シューズ	・名前は前またはゴム部分、かかと部分 2 か所に 書いてください。 ※通年、シューズです。
コップ コップ袋	<ul><li>・コップは、安定性が良く、落としても割れない プラスチック製のものを用意してください。</li><li>・コップ袋は、開口が大きく、一重で片側で絞る タイプのものにしてください。</li></ul>
水筒	<ul> <li>・コップ式のものを用意してください。</li> <li>・ストロータイプのものは、衛生上使用しません。</li> <li>・年間使用します。</li> <li>・必ず肩に掛けられるヒモ付きで、自分で開閉できるものを用意してください。</li> <li>・入園前に、家庭で扱いを知らせてください。</li> </ul>
ハンカチ ティッシュ	<ul> <li>・ハンカチは清潔なものを持たせてください。</li> <li>・ハンカチはポケットまたはポシェットに入れて持たせてください。</li> <li>・ティッシュは名前を書き、通園かばんに入れておいてください。必要な時に出して使用します。</li> </ul>

箸セット袋	40cm 位 25~ 30 c m位	【給食ナフキン】 ・食器の下に敷きます。 ※毎日洗って、清潔なものを持たせてください。 ・箸セットの袋に入れてください。 【口拭きタオル】 ・食前の手洗いの手拭き用、食事中の口拭き用と
・ナフキン ・口拭き タオル	I8cm 位	して使います。 ・タオル地のミニタオルなどが望ましいです。 ・箸セットの袋に入れてください。 ※毎日洗濯して持たせてください。
・箸セット	30 c m位 なまえ し 15cm 位	【箸セット袋】 ・箸セットは、市から支給されます。 ・袋には、ナフキンと口拭きタオル・箸セットの 3点を入れるので、開口は大きめがよいです。 ・ひもは、開き口の大きさより、少し長いくらいにしてください。 ・箸セットのケース、箸、スプーン、フォーク全てに名前を書いてください。
着替え袋 着替え用 衣類 汚れ物入れ	◆ 30cm 位 30cm 位 【着替え一式】 上着 (T シャツやトレーナーな ど)、ズボン、下着(シャツ、 パンツ)、靴下 体拭きタオル、ビニール袋 ハンカチ(予備)	<ul> <li>・遊びや排泄などで衣服が汚れた際、着替えるための衣服一式を用意してください。</li> <li>・季節ごとに入れ替えをお願いします。 (例:長袖→半袖になど)</li> <li>・体拭き用のタオル(フェイスタオル)。</li> <li>・パンツは、貸し出しはしません。パンツが無い場合は、園で購入した新品のパンツを履かせます。同じサイズの新品のパンツを買って、園に返却してください。</li> <li>・汚れ物を入れるビニール袋(2~3枚)は、名前を書いてください。</li> </ul>
リュック サック		<ul><li>☆ 弁当日は、リュックサックで登園します。</li><li>・ 弁当、水筒、敷き物、お手拭きが入る大きさのものが好ましいです。</li><li>※ 弁当日は、通園カバンはいりません。</li></ul>
敷き物		レジャーシート ・弁当日のみ使用。リュックサックにいれてきてください。 ・お子さんが、一人座れるサイズ。 ※大きすぎると、自分で畳んでリュックサックに入れられず扱いにくいです。

防寒着		<ul> <li>・寒い日は、制服の上から防寒着(ジャンバー)を 着用して、戸外遊びを楽しみます。</li> <li>・フックに掛けられるよう、ヒモを付けてください。</li> <li>・フードが無いものを用意してください。</li> <li>・フリースやウィンドブレーカーなどが、動きやすく好ましいです。</li> </ul>
クッキング 4点セット ① エプロン ② マスク ③ 帽子 ④ 手拭き タオル	★エプロンの腰ひもは、自分で 着脱できるようにゴム製がよい	<ul> <li>・クッキングの時に使用します。</li> <li>・エプロンには、手拭きタオルが入る大きさのポケットを付けてください。</li> <li>・自分で着脱できるよう、家庭で扱い方を知らせてください。</li> <li>【4歳児の保護者へ】</li> <li>2月上旬までに準備をお願いします。</li> </ul>
水遊び セット	・プールバック ・水着 ・プール帽子 ・体を拭くタオル (フェイスタオル) ・濡れたものを入れる ビニール袋 ・汚れてもよい T シャツ (水・泥遊び用)	<ul> <li>・6月頃より使用します。</li> <li>・自分で着脱できるよう、家庭で扱いを知らせてください。</li> <li>・すべてに名前を書いてください。</li> <li>・詳細は、水遊びの時季になりましたら、お知らせします。</li> </ul>

### <お願い>

- ・園用の衣服、カラー帽子など借りた場合は、必ず洗濯をしてお返しください。
- ・園のベッドを使用した際、敷き物(タオルケット)を持ち帰ります。近日中に、洗濯をして返却してください。

# ★こども園で使う用品★

# (●は必要な用品です)

	4 歳 児	5 歳 児	備考
用品を入れるかご (道具箱)	•	•	<ul><li>・各自で購入してください。</li><li>・A 4のクリアファイルが入る大きさのかご。</li><li>・底が網状ではないものにしてください。</li><li>・ロッカーに入れた時に名前が見えるよう、手前に名前を書いてください。</li></ul>
はさみ	•	•	【園指定の業者にて各自購入】 ・本体とキャップ両方に名前を書いてください。
クレパス 16 色	•	•	【園指定の業者にて各自購入】 ・ケースとクレパス1本1本に名前を書いてくださ い。
水性マーカー 8 色	•	•	【園指定の業者にて各自購入】 ・ケースとマーカー1 本1本に名前を書いてくださ い。
のり	•	•	【園指定の業者にて各自購入】 ・ケースに名前を書いてください。
油性マーカー 12 色		•	・ケースとマーカー 1 本 1 本に名前を書いてくださ い。
絵の具 8 色		•	・ケースと絵の具1本1本に名前を書いてください。
誕生日ブック	•	•	<ul><li>・4月に園で注文して、エンペイにて支払います。</li><li>・誕生日プレゼントとして誕生会で渡します。</li></ul>

#### ●入園してから

#### (1)通園と送り迎えについて

- ・登園時間は8:30~9:00 です。9:00 過ぎる場合はご連絡ください。 降園時間は14:50~15:00 です。(週初めは一斉降園14:45 です)
- ・迎えの方が、父母から変更になる場合は、コドモンにてお知らせください。
- ・南門(階段の所)、東門(ブランコの所)をご利用ください。開けたら必ず閉めて ください。
- ・送り迎えの時刻はお守りください。お迎えは 15:00 まで。
- ・入園当初は一週間(12 日金曜日まで)慣らし保育で給食後、12:40 頃にお迎えをお願いします。

#### (2)衣服・持ち物について

《服 装》・制服(通園服)

・カラー帽子

«持ち物» ・カバンの中に・給食セット・コップ(袋に入れて持ってきます)

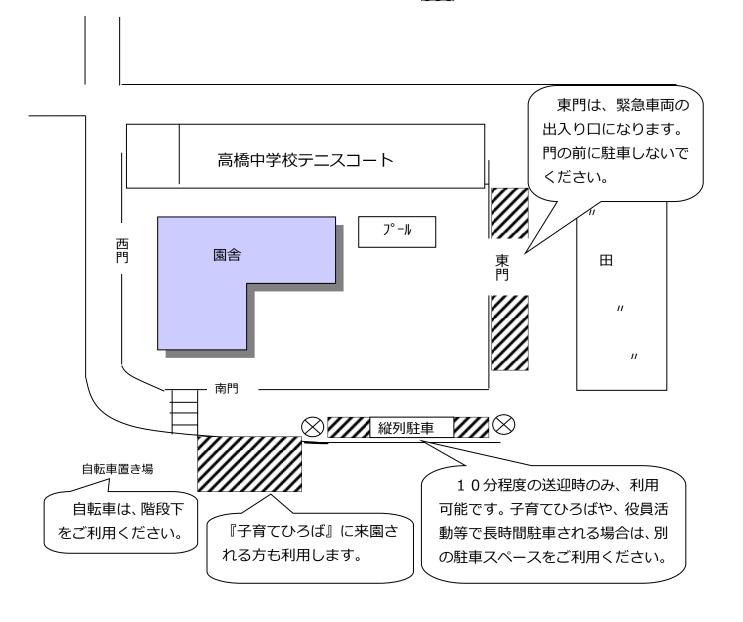
- ・水筒(お茶や水)
- ・シューズ(週末に持ち帰る)
- ・手提げ袋(絵本の貸し出しや製作物の持ち帰り)
- ★保護者が行事などで来園される時は、各自スリッパなど上履きをご用意 ください。

### (3)諸届・連絡について

- ・欠席する時は、コドモンにて連絡をしてください。欠席する日が分かっている場合は、事前に連絡して頂いても結構です。連絡は朝 9:00 までにお願いします。
- ・朝いつもと違った様子と感じたり、前日体調が悪かったりした時などは 担任に伝えてください。
- ・交通事故、その他の事故に合った時にも 園へ連絡をください。
- ・コドモンから連絡事項やお知らせを配信します。通知がありましたら ご確認ください。
- ・お子さんの様子など担任や職員に聞きたいことがありましたら気軽にお 声掛けください。時間を作ってお話いただく機会も作れます。 保育中に担任に伝えたいことがあれば職員室の方へ伝言ください。

#### (4) 駐車場のお知らせ

停められる台数には限りがあります。譲り合って駐車し、事故のないように気持ちよく使用できるようにしましょう。 **//**駐車可能なスペースです。



## 〈お願い〉

- ① 車からは親が先に降り、必ず子どもの手をつないでください。特に、南門に縦列 駐車されたときには、走行車に気をつけてください。
- ② 車中に小さいお子さんなど残さないでください。車上狙いが多発していますので、 車内にはバッグ等貴重品を絶対に置かないようにしてください。
- ③ 南門前に駐車する場合は、横断歩道のない道を横断せず、必ず横断歩道を渡りましょう。

#### 《園周辺の危険箇所》

#### ◎スカイブリッジ下駐車場前の道路



#### ◎こども園東門前農道

